

ハミングヘッズ ソフトウェア エンドユーザー 使用許諾契約書
(セキュリティプラットフォーム)

以下第I条A項及びB項並びに第IV条でそれぞれ定義される本ソフトウェア又は試用版をインストール又は使用する前に、このハミングヘッズ ソフトウェア エンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）を注意してお読み下さい。あなた（以下「お客様」といいます。）が「はい」ボタンをクリック、又は本ソフトウェア又は試用版をインストール若しくは使用をした場合、本契約に定めるすべての条項に同意したものとみなします。お客様が本契約の条項にご同意頂けない場合には、「はい」のクリック、並びに本ソフトウェア又は試用版のインストール及び使用をしないで下さい。お客様が本契約の条項にご同意頂けない場合は、本ソフトウェアを、ハミングヘッズ株式会社（以下「当社」といいます。）、Shinobi USA, Inc.（以下「Shinobi USA」といいます。）、又はお客様が本ソフトウェア又は試用版をお買い上げ又はご入手頂いた販売店、代理店等に返却しなければなりません。

本契約は、当社、及びエンドユーザーとして使用するために本ソフトウェア又は試用版を購入、ダウンロード、その他の方法によって入手したお客様との間で締結されます。

I. 一般

A 「本ソフトウェア」とは、本項（第I条A項）又は当社がお客様に提供する別紙に明記される当社製ソフトウェア、及び第I条B項に記す書類を指します。

B 上記第I条A項にいう本ソフトウェアには、ディスク、読み取り専用メモリ、その他全ての記録メディア上の、本契約に伴う全ての書類も含まれます（以下、これらをまとめて「本ソフトウェア」といいます。）。

C 当社は、お客様に本ソフトウェアを販売したのではなく、本契約に従い使用する許諾を与えるものです。本契約の条項に明示的に示されていない使用に関する権利は全て当社に帰属します。当社が製作した、本ソフトウェアを補完及び／又は代替するアップデートやアップグレードについて、新たな契約書が添付されていないものに対しては、本契約の条項が適用されるものとします。当社が製作した、新たな契約書が添付されている本ソフトウェアのアップデートやアップグレードについては、当該契約書の条項に従うものとします。

D 本ソフトウェアがアップデート又はアップグレード製品である場合、お客様は、当該アップデート又はアップグレード製品をインストール又は使用することにより、本ソフトウェアの原本であるソフトウェアについて、元の契約に代わり本契約が適用されることに同意します。

E 当社は、お客様への事前通知又は法的責任なしに、本ソフトウェアに適用される本契約の内容をいつでも追加、変更、又は削除できるものとします。かかる追加、変更、削除は、当社ウェブページ（<https://www.hummingheads.co.jp/>。ただし、当社裁量により記載アドレスが変更され得ます。）に掲載されると同時に適用されるものとします。また、お客様は、上記各ウェブページ掲載後に本ソフトウェアを継続して使用することにより、当該追加、変更、削除を認めたものとします。

II. ライセンスと使用

お客様は、本契約の条項に従い、以下に定義されるライセンス期間において、本ソフトウェア1コピーを対応オペレーティングシステムが搭載されたコンピュータ1台にインストールする、非排他的かつ譲渡不可のライセンス（以下「ライセンス」といいます。）を与えられます。「ライセンス期間」とは、本契約又は当社がお客様に提供する別紙に明記される期間（無期限ライセンス又は期限付きライセンス）を指します。お客様は、本ソフトウェアを1コピーインストールする度にライセンスを1つ購入する必要があります。対応オペレーティングシステムが複数稼動するコンピュータを使用されている場合、本ソフトウェアをインストールする対応オペレーティングシステムの数だけライセンスを購入する必要があります。お客様は、バックアップの目的に限り、かつ、1個に限り、本ソフトウェアの読み取り可能な形式での複製をすることができます。バックアップには、必ず、本ソフトウェアの著作権や所有権に関する、本契約を含む全ての文書が含まれているものとします。本ソフトウェアがアップデート又はアップグレード製品である場合には、お客様が本ソフトウェアの原本であるソフトウェアの契約のもとで本ソフトウェアの原本であるソフトウェアの正当な使用者である場合に限り、本契約のもとで本ソフトウェアを正当に使用することができます。

III. 米国連邦政府関係者のお客様

お客様が米国連邦政府の組織や機関、米国連邦政府の組織や機関の代表、あるいは米国と何らかの契約を締結した米国の請負人（Contractor）又は何次を問わない下請負人（Subcontractor）（以下「米国連邦政府関係者」といいます。）である場合、本契約の条項に同意もしくは本ソフトウェアをインストール又は使用したときに本ソフトウェアが連邦調達規則（Federal Acquisition Regulation; FAR）が示す「商用」（“Commercial”）ソフトウェアに該当すると米国連邦政府関係者が認めたものとし、本契約の内容に同意し従わなければなりません。本契約の内容がいかなる形でも米国政府の要求を満たさない場合又は米国の法律や規制に従っていない場合、絶対に「はい」をクリックせず、絶対に本ソフトウェアをインストールしたり使用したりしないで下さい。米国連邦政府関係者が「はい」をクリックし本契約に同意もしくは本ソフトウェアをインストール又は使用したときは、米国連邦政府関係者と本ソフトウェアの使用について全て本契約の条項に従うものとし、本契約の条項が米国の法律や規制及び米国連邦政府と米国連邦政府関係者との契約と競合する場合には、米国連邦政府関係者は本契約の条項に必ず従わなければなりません。米国連邦政府関係者が本契約の条項の変更を望む場合、当社に連絡をして双方で協議を行い両者の合意のもとで変更をする必要があります。米国連邦政府の組織や機関、米国連邦政府の組織や機関の代表、あるいは米国連邦政府と何らかの契約を結んだ米国連邦政府の請負人又は何次を問わない下請負人が本契約における根拠なしに本ソフトウェアのコピーを受け取った場合、以下の文章を必ず添付するものとします：

「FAR 52.227-19 や FAR 252.227-7013 を含む全ての契約やライセンス 如何にかかわらず、米国連邦政府の組織や機関、米国連邦政府の組織や機関の代表、あるいは米国連邦政府と何らかの契約を結んだ米国連邦政府の請負人又は何次を問わない下請負人の権利は、ハミングヘッズ 標準ソフトウェア使用許諾契約書により定められ、ハミングヘッズ株式会社が本ソフトウェアと本ソフトウェアの使用に関する別の使用許諾契約書を作成するまでこれは有効である。」

IV. 試用版ライセンスと制限事項

A 試用版ライセンス 本契約に従い、お客様は、以下で定義される試用期間に限り、本ソフトウェアの試用版を対応オペレーティングシステムが搭載されたコンピュータに1コピーまで使用できる、非排他的かつ譲渡不可のライセンス（試用版ライセンス）を当社より無償で受け取ることができます。「試用版」とは、本ソフトウェアの評価目的に限りご使用頂ける本ソフトウェアのバージョンを指し、本ソフトウェアが CD, DVD 等のメディア形式で提供される場合には、当該メディア上に「非売品」、「貸出版」、及び／又は「試用版」と記載されているものをいいます。「試用期間」とは、本契約又は当社からお客様に提供される別紙に明記される期間（お客様が試用版を初インストールした日より 30 日間又はその他の期間）を指します。試用期間中、当社は第 II 条（ライセンスと使用）に基づく正規ライセンスを与えるものではありません。お客様が試用期間満了後も試用版の使用の継続を望む場合は、第 II 条（ライセンスと使用）に基づくライセンスを入手しなければなりません。

B 試用版の制限事項 明示的に許可される場合を除き、当社の書面による事前同意なくして、お客様は、以下の i から vi に定める行為を行う、指示する、又は許可することを行ってはなりません。

- i. 試用版の全体ないし一部について、具体的方法如何を問わず、修正、改造、改変、分析、リバース・エンジニアリング、リバース・コンパイル、分解、逆行分析、及び派生物を創作すること
 - ii. 第三者に対して、試用版をサブライセンス、配布、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
 - iii. 第三者に対して、試用版又はその複製物を販売又は譲渡すること
 - iv. 試用版がインストールされたコンピュータを第三者に販売、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
 - v. 試用版を使用したサービスを第三者に提供すること、及び
 - vi. 本契約に基づきお客様に与えられた試用版ライセンス数を超えて試用版を使用すること
- 試用版のご使用について、当社は、明示的及び黙示的を問わず、一切の保証や補償を行いません。また、当社は、試用版に関するサポート、その他サービスを行うものではありません。試用版は現状有姿で提供されるものです。

V. 本ソフトウェアの制限事項

明示的に許可される場合を除き、当社の書面による事前同意なくして、お客様は、以下の i から vi に定める行為を行う、指示する、あるいは許可することを行ってはなりません。

- i. 本ソフトウェアの全体ないし一部について、具体的方法如何を問わず、修正、改造、改変、分析、リバース・エンジニアリング、リバース・コンパイル、分解、逆行分析、及び派生物を創作すること
- ii. 第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンス、配布、有償貸与、無償貸与、又はリースすること

- iii. 第三者に対して、本ソフトウェア又はその複製物を販売又は譲渡すること
- iv. 本ソフトウェアがインストールされたコンピュータを第三者に販売、有償貸与、無償貸与、又はリースすること
- v. 本ソフトウェアを使用したサービスを第三者に提供すること、及び
- vi. 本契約に基づきお客様に与えられたライセンス数を超えて本ソフトウェアを使用すること

VI. 輸出管理規制の遵守

お客様は、本ソフトウェア、試用版、及び技術情報並びに関連資料の使用に関連する全ての関係法律、規則、及び条約を遵守しなければなりません。前記に限定されず、本ソフトウェア、試用版、及び技術情報並びに関連資料は、米国及びその他の法律又は規則の下で輸出管理規制の対象となり得ます。お客様は、米国商務省から必要な許可又は免許を取得する等、米国及びその他の輸出要件の全てに従うことなく、直接と間接を問わず、本ソフトウェア、試用版、及び技術情報並びに関連資料を輸出、再輸出、転用、輸送、電子送信及び開示等してはなりません。本ソフトウェア、試用版、及び技術資料並びに関連資料が米国及びその他の法律や規則の下で輸出管理規制の対象となる限りで、お客様は、当該法律及び規則の下で本ソフトウェア、試用版、及び技術情報並びに関連資料の受領を禁止されていないことを表明するものとします。

VII. 知的財産権

本ソフトウェア、試用版、及びそれらの全ての複製、改良、拡張、修正、並びに派生物の権原、所有権、その他の全ての権利、及びそれらの著作権、商標、営業秘密、特許、並びにその他全ての知的財産権は当社に帰属します。お客様は本ソフトウェア及び試用版について、本契約で明示的に付与されたライセンスに限り認められ、お客様は黙示的等いかなる方法をもってしても、その他の権利は認められません。お客様は、本ソフトウェア及び試用版についてライセンスを付与されるのであって販売されるものではないこと、及び本ソフトウェア及び試用版をインストールし使用することは当社からのライセンスによってのみ認められることについて認め同意するものとします。お客様に明示的に付与された権利以外の全ての権利は当社に帰属します。

VIII. 情報収集等に関する同意

当社及びその子会社、関連会社並びに代理人は、(i) 本ソフトウェア（セキュリティプラットフォーム サーバ・クライアント ディフェンスオプション）及び試用版（セキュリティプラットフォーム サーバ・クライアント ディフェンスオプション）の自動送信機能を通じて送信される本ソフトウェア及び試用版の警告パネルに関する情報、及び (ii) 当社製品の分析や機能向上に使用される、診断、技術、使用感等の情報について、収集、保持、処理及び使用することがあります。当社は、こうした情報をお客様の個人情報と結びつけることはしません。当社は、収集する情報について、本ソフトウェア及び試用版の機能向上、セキュリティリスク警告の提供、及び統計データの編集に使用します。お客様は、当社がこれら目的のために前記情報を収集、保持、処理、及び使用することに許可を与え、同意するものとします。

IX. 保証排除

お客様は、本ソフトウェア及び試用版を通じてアクセスされる又は実施される本ソフトウェア、試用版、及びサービスの使用について、お客様の単独の危険で行うこと、及び品質、パフォーマンス、正確性、及び効果に関する全ての危険はお客様に帰属することについて、適用法上許される限りにおいて、これを認め同意します。適用法上許容される最大限の範囲内で、本ソフトウェア及び試用版は、保証なしかつ欠陥を含んだ「現状有姿」で提供されるものとし、当社は、本ソフトウェア及び試用版について、商品性、品質の満足性、特定の目的への適合性、正確性、平穩享有、及び第三者の権利の侵害がないことに関して、黙示保証を含む、明示、黙示、又は法定の全ての保証を排除します。

当社は、本ソフトウェア及び試用版に含まれる機能及びそれらによって実施又は提供されるサービスがお客様の仕様に合致すること、本ソフトウェア及び試用版の操作が中断されないこと及びエラーが存在しないこと、本ソフトウェア及び試用版が第三者のソフトウェア、アプリケーション、並びにサービスと整合すること及び共に機能すること、及び本ソフトウェア及び試用版の欠陥が修正されることについて、お客様による本ソフトウェア及び試用版の使用妨害とならないことを保証しません。本ソフトウェア及び試用版のインストールは、第三者のソフトウェア、アプリケーション、又は第三者が提供するサービスの使用に影響を与えることがあります。

お客様は、さらに、本ソフトウェア及び試用版は、原子力施設、航空ナビゲーション並びに通信システム、航空交通管制、生命維持、及び武器システム等を含む、本ソフトウェア及び試用版により提供される内容、データ、及び情報における遅延、エラー又は不正確性が人の死、傷害、又は重大な人体若しくは環境損害を引き起こすような状況や環境での使用は意図されておらず、また適さないことについて理解するものとします。

当社、Shinobi USA 及びそれらを代理する者が口頭又は書面で提供する情報又はアドバイスは何らの保証を生じさせるものではありません。本ソフトウェア又は試用版の欠陥が証明された場合、必要サービス、修理又は修正に要する全てのコストはお客様が負担するものとします。

X. 責任制限

お客様は、本ソフトウェア及び試用版は複雑なものであり、かつ何らかのバグもしくはセキュリティホールを有している可能性があることを了解します。お客様は、本ソフトウェア及び試用版のインストール後は、自らの費用において、適切なシステム構築やデータのバックアップを行う等してそれらの管理及び保全を行う責任があることを了解します。当社、Shinobi USA、及びそれらの供給者、販売店、並びに代理店は、お客様が当該管理又は保全を怠ったことによりお客様その他に生じた損害について、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。適用法上禁止されない範囲内において、当社、Shinobi USA、供給者、販売店、及び代理店は、本ソフトウェア、試用版、若しくはサービス、又は本ソフトウェア、試用版、若しくはサービスに関連して使用される第三者のソフトウェア若しくはアプリケーションについて、お客様の使用又は使用できないことに起因又は関連してお客様に生じる人損、及び代替若しくは代用品並びにサービスに要する費用、逸失利益損害、データ損壊若しくは消失、データ若しくは情報の発受信の失敗、事業中断、及びその他商業的損害若しくは損失を含む付随的、特別、間接的、及び結果的損害について、仮に当社又は Shinobi USA がそれら損害発生の可能性について知らされていた場合であっても、責任理論（契約、不法行為、その他）如何に関わらず責任を負わないものとします。当社及び Shinobi USA が本契約の下で負う全責任は、契約、ネグリジェンス（不法行為）、その他請求原因如何にかかわらず、いかなる場合であってもお客様が本ソフトウェアの購入に支払った購入代金を上限とします。

XI. 保守サービス

お客様が本ソフトウェアを期限付きライセンス形式で購入した場合には、当社は当該お客様に対して、当該お客様による別途「SeP テクニカルサポートサービス契約申込書」（以下、「保守契約申込書」といいます。）のご提出及び記載事項の遵守を条件として、本契約の有効期間中に限り、保守契約申込書の提供条件に記載されるサービスを提供致します。

XII. 契約期間と契約の終了

本契約は、ライセンス期間又は試用期間の満了又は本契約が終了されるまで効力を有します。お客様が本契約の一つ以上の条項に違反した場合、当社はお客様に予告なく本契約によりお客様に与えられた権利をなく奪うことができます。本契約の満了又は終了にあたり、お客様は直ちに本ソフトウェア及び試用版の使用を止め、本ソフトウェア及び試用版の複製をお客様の負担で直ちに処分しなければなりません。

XIII. 残存条項

第 I 条（一般）、第 IV 条 B 項（試用版の制限事項）、第 V 条（本ソフトウェアの制限事項）、第 VII 条（知的財産権）、第 IX 条（保証排除）、第 X 条（責任制限）、第 XIII 条（残存条項）、第 XIV 条（適用法の遵守）、及び第 XV 条（一般条項）は、本契約の終了や満了に関わらず効力を有します。

XIV. 適用法の遵守

お客様による本ソフトウェア及び試用版の使用に関連して、適用される全ての法令、規則等を遵守する責任は、お客様にのみ帰属します。お客様は、本ソフトウェア及び試用版について、ミサイル、核兵器、化学兵器、及び生物兵器の開発、設計、製造及び生産を含む、米国法及びその他の適用法により禁じられているいかなる行為にも使用しないことに同意するものとします。

XV. 一般条項

A 本契約の完全性 本契約は当事者の合意内容の全てを含んでおり、ライセンスが与えられた本ソフトウェア

及び試用版の使用に関する本契約以前の全ての合意や契約を無効とします。本契約への加筆や訂正は、当社により署名された書面なき限り効力を有しません。

B 見出し 本契約の見出しはあくまで本契約の便宜のためであり、それぞれに該当する本文の内容、意図、意味に一切の影響力を及ぼしません。

C 譲渡禁止 お客様は、本契約及び本契約に基づく一切の権利について、当社の単独及び完全裁量でなされる当社の書面による事前同意なしに、全部と一部とを問わず、株式若しくは財産譲渡、合併、支配権の変更、及び契約上、法律上その他の効果によって譲渡してはなりません。お客様が行う前記同意によらない譲渡は無効とします。

D 権利不放棄 本契約のいかなる文言及び条項は、それらの放棄を主張される当事者の書面による署名なき限り放棄されたものとみなされず、契約違反が免除されるものでもありません。本契約における違反又は不履行に対する権利放棄（明示的及び黙示的）は、その他の、異なる又は派生する違反及び不履行についてまで及ぶものではありません。

E 準拠法及び分離可能性 本契約は、抵触法の定めを除外し、(i) お客様が本ソフトウェア又は試用版を米国以外の国又は地域で購入又はダウンロード等を通し入手した場合は日本法を準拠法とし、(ii) 米国で購入、ダウンロード等を通し入手した場合は米国ワシントン州の法律を準拠法とします。本契約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとし、その適用は明示的に除外されます。何らかの理由に基づき、いずれかの条項又はその一部が裁判所により不適法又は適用不可と判断された場合は、当該条項は許容される限度で適用され、本契約の残存部分は効力を有するものとします。

F 管轄 全ての当事者は、本契約に関する、あるいは本契約により生じる全ての訴訟、請求、及び紛争の第一審専属管轄裁判所を (i) 第 XV 条 E 項により日本の法律が準拠法と定められた場合は東京地方裁判所 (ii) 第 XV 条 E 項により米国ワシントン州の法律が準拠法と定められた場合は米国ワシントン州キング郡下級裁判所 (King County Superior Court) とすることに合意します。

「ハミングヘッズ」及び「ハミングヘッズセキュリティプラットフォーム」は、ハミングヘッズ株式会社の登録商標です。

「セキュリティプラットフォーム」の著作権その他一切の知的財産権は、ハミングヘッズ株式会社に帰属します。

「Shinobi Defense System」「Evolution DLP」「DeepWhite」は、Shinobi USA, Inc. 又はハミングヘッズ株式会社の商標です。

最終改訂: 2018 年 8 月 (Last Revised: August 2018)